

1 関西電力の取り組み等に対する国の評価及び指導方針

(1) 業務改善計画について

- ・業務改善命令に基づき再構築したコンプライアンス体制が機能しており、国民に信頼される組織に生まれ変わる歩みを着実に進めているものと評価できる。
- ・信頼回復には時間がかかるが、社長のリーダーシップのもと、適切かつ公正な事業運営に向けた不断の取り組みを進めるよう求めた。
- ・国としても、引き続きフォロー・監督していく。

(2) 地域共生について

- ・金品受領問題により、立地地域そのものに疑念の目が向けられたことについての地元の憤りは認識している。
- ・関西電力自らが、地域の一員として嶺南地域の理想実現に汗をかき、主体的な取り組みを積み重ねていくよう責任をもって指導していく。
- ・「エネルギー・原子力政策は国民の信頼の上に成り立つ」との認識のもと、緊張感をもって政策を実行していく。

2 我が国のエネルギー・原子力政策について

- ・安全性の確保を大前提に、原子力規制委員会により、規制基準に適合すると認められた原子力発電所については、地元の理解をいただきながら再稼働を進めていく方針は揺るがない。
- ・気候変動問題への対応や不測の事態も念頭に置いた「準国産エネルギー」の確保は重要な課題であり、再生可能エネルギーだけでなく、原子力発電を活用していくことの重要性は、ますます高まっている。

3 美浜3号機の再稼働について

- ・2030年のエネルギーミックスの実現には、比較的新しい発電所のみに頼るのではなく「40年超運転」を順次実現していくことが極めて重要であり、美浜3号機の再稼働について、美浜町の理解と協力をお願いする。
- ・再稼働に向けては、関西電力自らが地元との信頼関係を積み重ねていくことはもとより、国としても地元の理解と協力を得るように取り組むとともに、エネルギー政策や原子力政策、原子力災害対策等を丁寧に説明していく。



戸嶋町長に国の方針を説明する小澤首席調整官（左から2番目）

国が町に対して

美浜発電所3号機の再稼働への

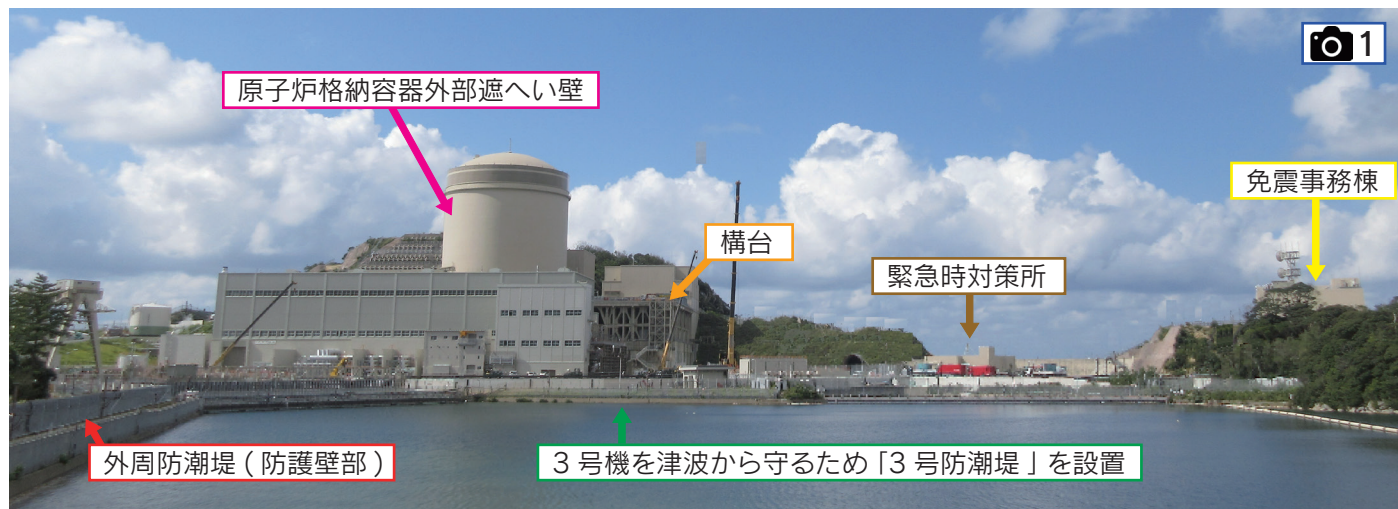
理解と協力を要請

10月16日に、経済産業省資源エネルギー庁の小澤典明首席調整官が町役場を訪れ、戸嶋町長に対し、関西電力による業務改善計画の取組状況、信頼回復や地域共生にかかる取り組みへの国の指導方針等について説明するとともに、国のエネルギー・原子力政策についての方針を示し、安全性向上対策工事が完了した美浜発電所3号機の再稼働に対する町の理解と協力について要請がありました。

町では、今回の国からの要請を受けて、今後、美浜発電所3号機の安全性向上対策等について確認するとともに、町議会や町民に対して、国の方針や発電所の安全対策等について説明し、いただいたご意見を踏まえ、再稼働の是非について判断をしていきます。

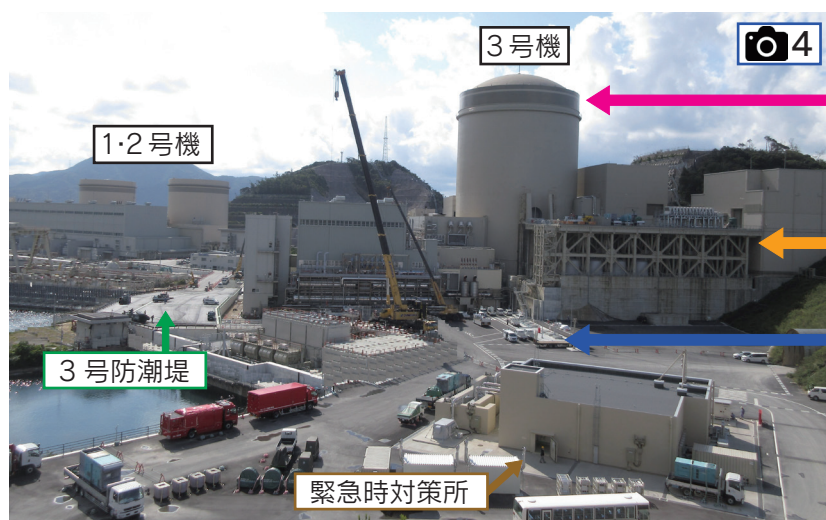
なお、国から示された内容は次のとおりです。





- 水を保管しておく重要なタンクを地震に強いものに取り替え・強化
- 国内最大級以上の竜巻から重要機器を守るため、鋼鉄製の金属ネットや鋼板を設置

発電所の重要な個所を津波から守るため、「外周防潮堤（盛土部）」を設置



原子炉容器等を守り、放射性物質を閉じ込める原子炉格納容器や外部遮へい壁の耐震性を向上させるため、壁の鉄筋や補強材を増設

構台（原子炉格納容器等にアクセスするための作業台）を地震に強いものに作り替え

非常用ディーゼル発電機の燃料タンクを大容量で地震に強いものに変え、鉄筋コンクリートで地下に埋設

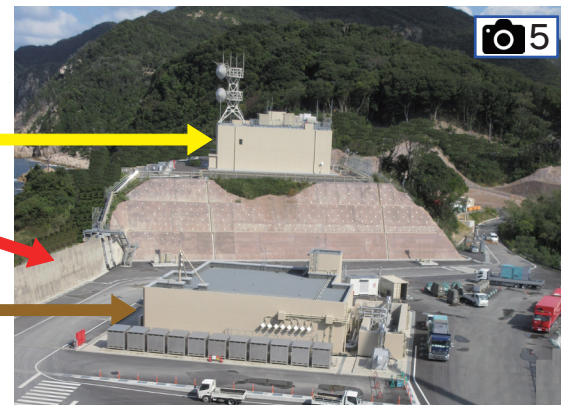
その他の主な工事

- ・電源、冷却機能の強化
- ・使用済燃料プールの耐震補強や地震の揺れに強いラックに取り換え
- ・中央制御盤をデジタル式に取り替え
- ・重要なケーブルの防火措置
- ・炉内構造物の取り替え
- ・溶けた燃料の冷却・格納容器の破損防止対策
- ・格納容器内の水素爆発防止対策

事故の即時対応や長期化した場合の支援（要員の宿泊、待機、資材受入）目的として「免震事務棟」を新設

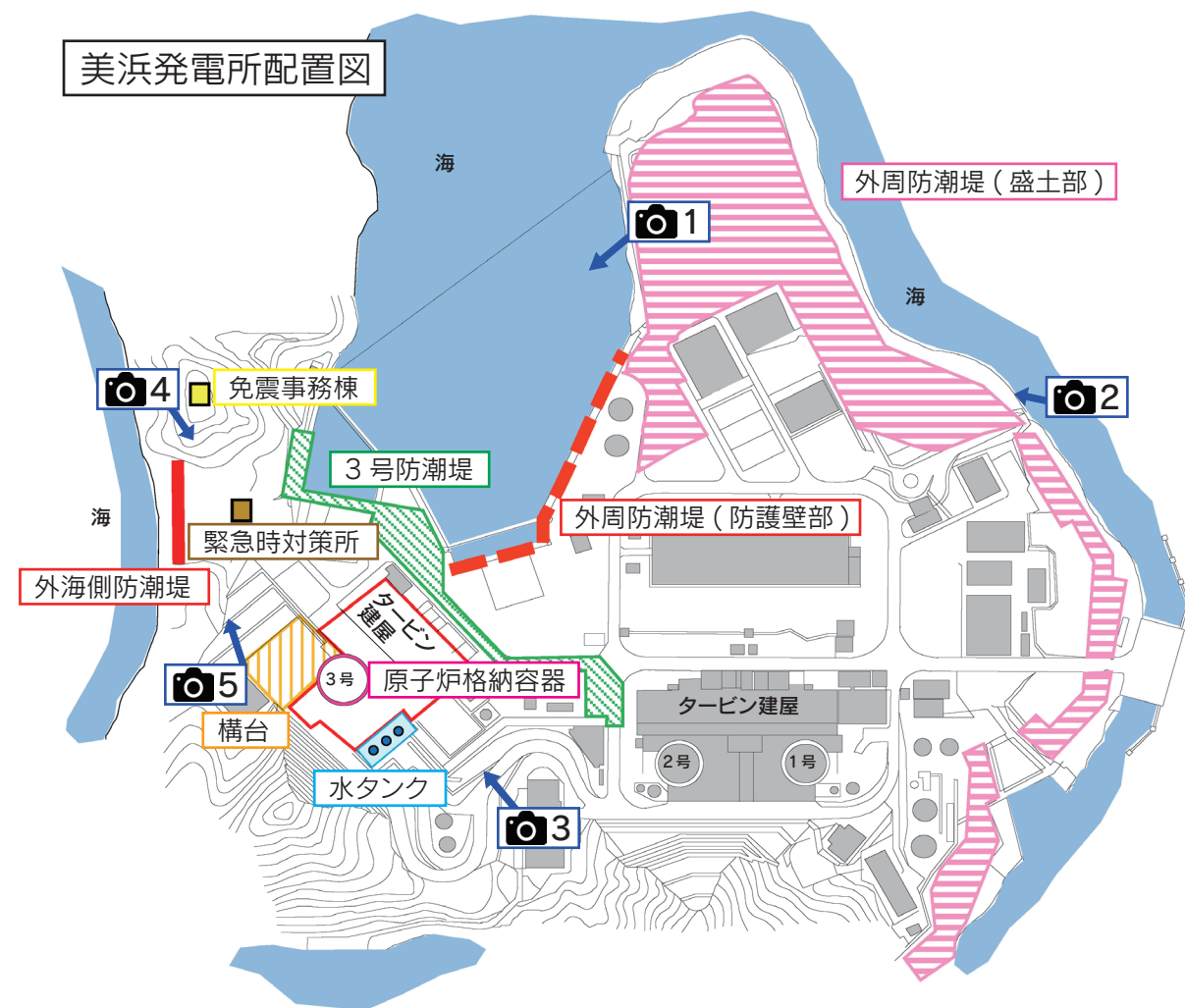
外海側防潮堤

事故制圧や拡大防止を図るための対策本部として「緊急時対策所」を新設



関西電力(株)美浜発電所 3号機では、福島第一原子力発電所事故を踏まえて定められた新規規制基準への適合や自主的な安全性向上のため、平成29年6月から発電所の安全性向上対策工事が実施されてきました。
約3年3か月の期間を経て、本体工事が9月18日に完了し、同日、美浜発電所の高島勇人所長から戸嶋町長へ工事完了報告が行われました。

【完了した工事の主な状況を写真でお知らせします】



美浜発電所3号機の 安全性向上対策工事が9月18日に完了

用 語 説 明

歳入

- ①町税…町民税、固定資産税、軽自動車税等、町に納められる税金
- ②分担金及び負担金…一定の事業により特別な利益を受ける者からその事業に要する経費の全部または一部を受益に応じて徴収するお金
- ③使用料及び手数料
使用料…総合体育館等、公の施設の使用料等
手数料…税の証明や住民票の交付等の手数料
- ④寄附金…個人・団体から贈与されたお金
- ⑤繰入金…一般会計・特別会計・基金等の会計間で相互に資金運用するお金
- ⑥諸収入…ほかの収入科目に含まれない収入。延滞金や預金利子、雑入等
- ⑦その他…財産収入、繰越金

- ⑧地方譲与税…地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、森林環境譲与税、地方道路譲与税
- ⑨各種税交付金…利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金

- ⑩その他交付金…地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

- ⑪地方交付税…地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供できるよう、財政状況に応じて国から交付されるお金

- ⑫国庫支出金…国が公益性を認め、その事業を実施するために国から交付されるお金

- ⑬県支出金…市町村の特定の事業等の経費に対して県から交付されるお金

- ⑭町債…各事業を行うために町が借り入れるお金

歳出

- ①議会費…議会活動にかかる経費
- ②総務費…自治振興、広報、戸籍、統計、選挙等にかかる経費
- ③民生費…児童福祉・障がい者への福祉サービスや老人福祉の増進、保育園の管理・運営にかかる経費
- ④衛生費…保健衛生、ごみ処理等、衛生的な生活のためにかかる経費
- ⑤労働費…労働者への貸付等にかかる経費
- ⑥農林水産業費…農林水産業の施設整備・振興や農業委員会の運営にかかる経費
- ⑦商工費…中小企業の振興育成・雇用促進、観光振興にかかる経費
- ⑧土木費…道路・橋・河川・町営住宅の管理や都市計画にかかる経費
- ⑨消防費…消防署や水防・防災対策にかかる経費
- ⑩教育費…小中学校の管理・運営、体育施設の管理運営、社会教育、学校給食にかかる経費
- ⑪公債費…地方債の元金及び利子の支払いにかかる経費

■美浜町の3つの財布

町には、お金を出し入れするために3つの財布を用意しています。

① 一般会計

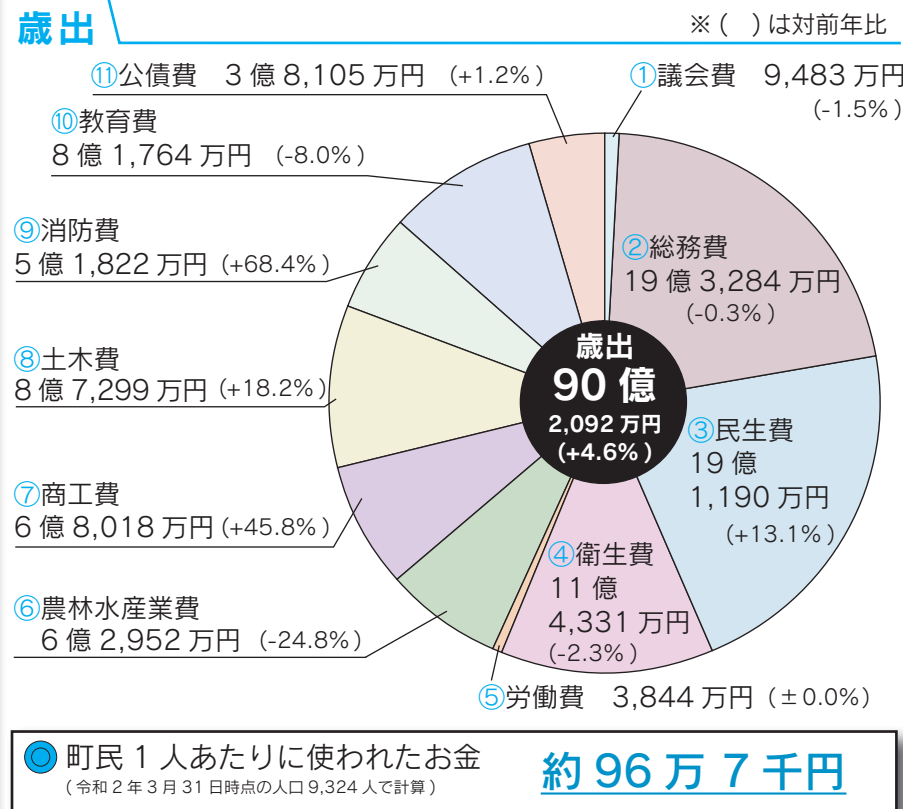
町の基本的な行政サービスを行うために必要なお金を出し入れする財布で、通常はこの財布にお金を入れたり、そこから払ったりしています。(6～7頁)

② 特別会計

特定の事業を行うために必要なお金を出し入れする財布です。この財布の中は、10個に仕切られており、「診療所事業」や「国民健康保険事業」等があります。(8頁)

③ 企業会計

一般の会社と同じ会計方式をとる財布です。
現在、町には1つだけ「上水道事業会計」という会計があります。(8頁)



令和元年度の一般会計の歳出決算額は、90億2,092万円で、前年度と比較すると、3億9,966万円の増額となりました。

増額の主な要因として、保健福祉センターの大規模改修工事や耳川橋改修工事、農村婦人の家(山上)の放射線防護対策工事、若狭美浜インター産業団地内の太陽光発電設備整備工事のほか、レインボーライン山頂公園等のリニューアル工事にかかる補助や新たな遊覧船のシステム開発業務といった大型事業の実施が挙げられます。

一方で、農林水産業費は、定置漁業・底曳網漁業振興対策事業や基幹水利施設ストックマネジメント事業の完了等により、2億799万円の減額となりました。

大型事業の実施に伴う増額

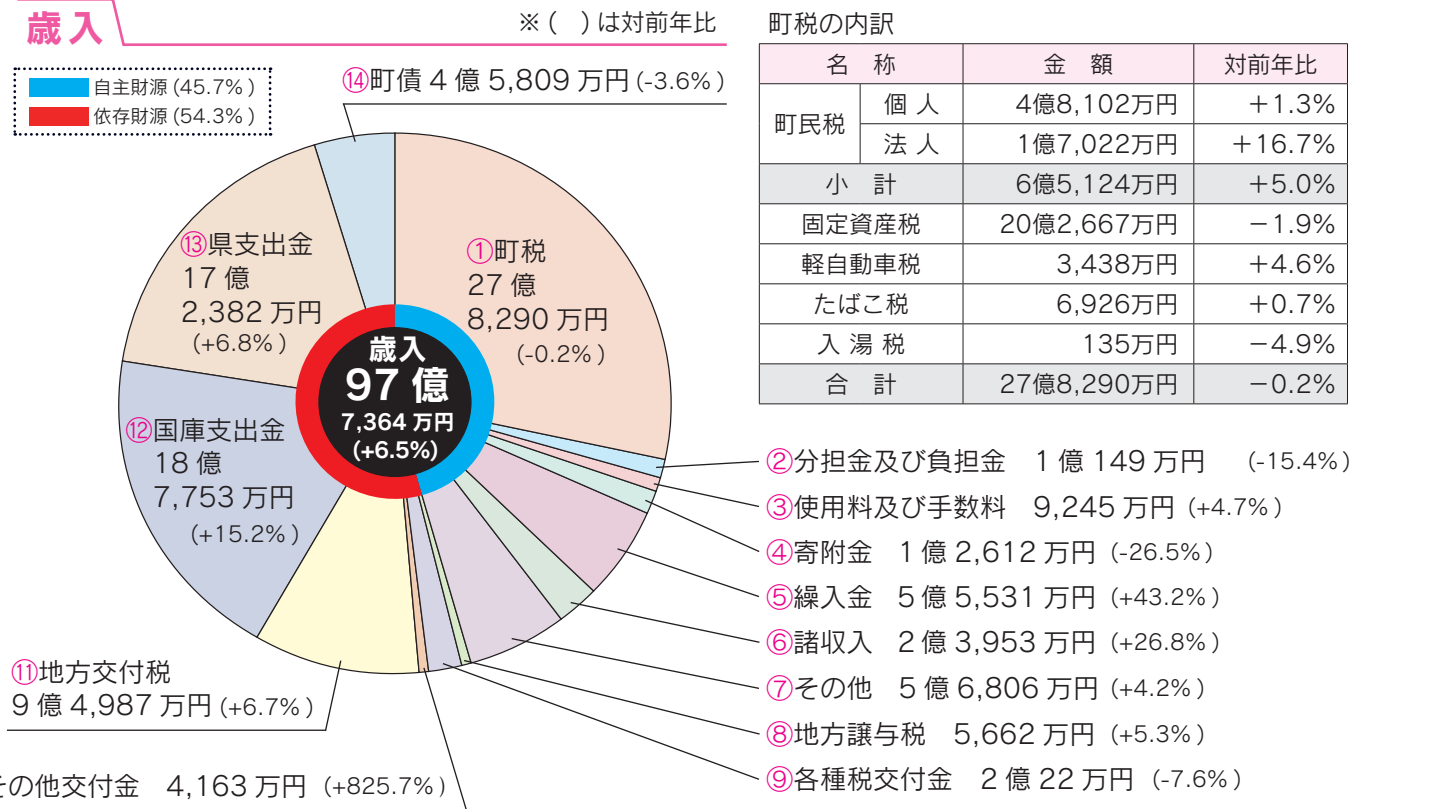
令和元年度 決算報告



9月2日に開会された令和2年第5回町議会定例会で令和元年度の決算が認定されました。
今月号では、令和元年度に皆さんから納められた税金や、国または県からの収入がどのように使われたのかを報告します。

一般会計

※実際の決算額は円単位ですが、分かりやすくするために万円単位で表示しています。



町税の内訳			
名 称		金 額	対前年比
町民税	個 人	4億8,102万円	+1.3%
	法 人	1億7,022万円	+16.7%
小 計		6億5,124万円	+5.0%
固定資産税		20億2,667万円	－1.9%
軽自動車税		3,438万円	+4.6%
たばこ税		6,926万円	+0.7%
入 湯 税		135万円	－4.9%
合 計		27億8,290万円	－0.2%

一般会計の歳入は、町民の皆さんから納められた町税や町の施設を使った時に支払われる使用料等、町が自分の力で収入とした「自主財源」と、国や県から交付を受けた「依存財源」に分かれています。

その割合を見ると、自主財源が前年度比1・1割減の45・7％、依存財源が54・3％となっており、歳入の半分以上を国や県から交付されるお金や町債（借金等で賄っている状況です）。

自主財源の割合が大きいほど、行政活動の自主性と安定性が確保できるため、町では、今後も町税等の自主財源比率を増やすための施策に積極的に取り組んでいきます。

自主財源は全体の半分を下回る

令和元年度の一般会計の歳入決算額は、97億7,364万円で、前年度と比較すると、5億9,856万円の増収となりました。

主な要因としては、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金や地方創生拠点整備交付金等の増による国庫支出金の増収、保健福祉センターの大規模改修や道路整備等に係る特定目的基金の取り崩しによる繰入金金の増収、原子力災害対策事業費補助金や水産業強化支援事業補助金等の増による県支出金の増収等が挙げられます。

国庫・県支出金や繰入金等の増収

原子力発電所の立地に伴う交付金の活用状況

町には、原子力発電所が立地していることにより、国や県から「電源立地地域対策交付金」や「原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金」等が交付されています。町では、これらの交付金を活用して次のような事業を実施しました。

名称	交付金額	事業名	概要
電源立地地域対策交付金	9億1,993万円	・公共施設等維持運営事業 ・保育園運営事業 ・すくすく美浜っ子サポート事業等	町内公共施設の職員人件費や光熱水費、管理委託料、保育園の職員人件費、子どもの医療費助成等に活用しました。
原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金	3億9,238万円	・簡易水道事業 ・保健福祉センター大規模改修事業等	老朽化した配水管敷設替工事や上水道事業への統合に向けた配水管の敷設工事、はあとびあ改修工事、改修工事のための基金造成等を行いました。
広報・調査等交付金	1,429万円	・原子力関連広報事業 ・原子力関連調査事業	原子力関連の広報誌等の発行や広報番組の放送、掲示板等の維持管理、町原子力環境安全監視委員会の開催、関連施設の調査研修や情報収集等を行いました。

令和元年度の主な事業

■三方五湖に浮かぶ天空テラス整備事業

[事業費] 1億5,264万円

株式会社レインボーラインが実施したレインボーライン山頂公園等の整備に対して補助を行いました。

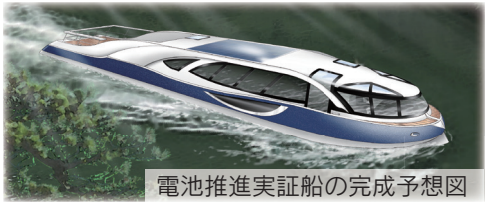
■三方五湖ゾーン整備事業

[事業費] 2億5,813万円

再生可能エネルギーを活用した新たな遊覧船を開発するため、国立大学法人東京海洋大学と三方五湖等の環境条件に適合した電池推進船システムを開発するとともに、必要となる機器の調達等を行いました。



リニューアルされたレインボーライン山頂公園からの眺望



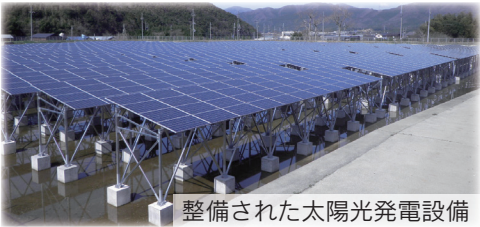
電池推進実証船の完成予想図

■要配慮者等屋内退避施設整備事業

[事業費] 1億8,161万円

万が一、原子力発電所で事故が発生して環境中へ放射性物質が放出された際に、要配慮者や住民等がその場に留まらざるを得ない場合に備え、農村婦人の家（山上）に放射線防護対策を実施しました。

また、当該施設での屋内退避に必要な備蓄品や資機材を配備しました。



整備された太陽光発電設備



保健福祉センターはあとびあ



子ども・子育てサポートセンター



↑外気を浄化して取り入れるためのフィルタリング装置



農村婦人の家（山上）

■公共用地等太陽光発電設備整備事業

[事業費] 2億8,360万円

若狭美浜インター産業団地内において、太陽光発電の売電収入を活用した企業誘致施策を推進するため、太陽光発電設備を整備しました。

■保健福祉センター大規模改修事業

[事業費] 4億9,219万円

平成9年に建設された保健福祉センターの老朽化対策として、適切かつ効率的な改修・保全を行い、施設の長寿命化を図りました。また、内部改修により、子ども・子育てサポートセンターを整備しました。

特別会計

特別会計とは、特定の事業を行うために一般会計とは別に設けられている会計のことで、それぞれの会計が独自で収入・支出の経理をしています。
町の特別会計は全部で10会計で、それぞれの決算額は次のとおりです。

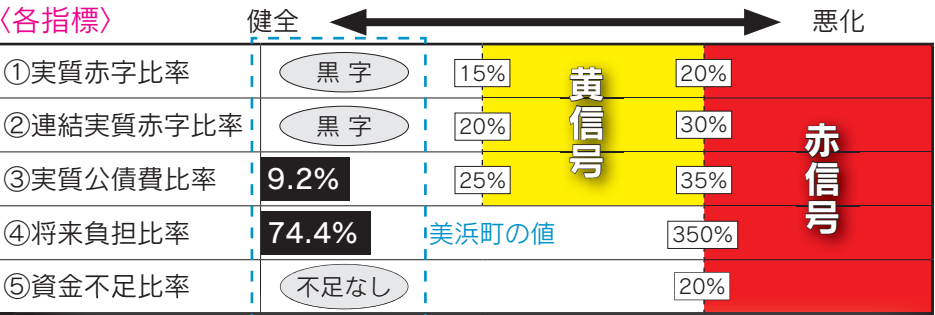
会計	内容	歳入	歳出	差引額
診療所事業	東部診療所と丹生診療所を運営するための会計	1億2,524万円	1億2,524万円	0円
国民健康保険事業	自営業の方や退職者等の医療費等を給付するための会計	13億6,916万円	12億5,299万円	1億1,617万円
後期高齢者医療事業	75歳以上の高齢者等の保険料を収納・納付するための会計	1億2,954万円	1億2,901万円	53万円
介護保険事業	介護保険の給付や高齢者の生活支援等を行うための会計	12億2,403万円	11億1,171万円	1億1,232万円
簡易水道事業	簡易水道施設の整備・管理を行うための会計	2億258万円	1億8,548万円	1,710万円
集落排水処理事業	集落排水処理施設の整備・管理を行うための会計	1億6,230万円	1億6,211万円	19万円
公共下水道事業	公共下水道施設の整備・管理を行うための会計	5億9,787万円	5億9,315万円	472万円
産業団地事業	産業団地の整備等を行うための会計	2万円	1万円	1万円
住宅団地事業	住宅団地の整備や分譲促進を行うための会計	1億552万円	2,150万円	8,402万円
道路用地取得事業	国道27号交通安全事業にかかる道路用地取得を行うための会計	3億3万円	2億8,004万円	1,999万円

企業会計

企業会計は法律で設置が義務付けられている会計で、美浜町は、地方公営企業法の「水道の給水人口が5,000人を超える自治体」に該当するため、上水道施設の整備・管理を行う上水道事業会計を設けています。

会計		収入	支出	差引額
上水道事業	収益的収支(水道料等での収支)	1億5,576万円	1億4,235万円	1,341万円
	資本的収支(施設建設等の収支)	9,160万円	1億3,510万円	-4,350万円(※1)

(※1) 資本的収支で不足した4,350万円は、将来、施設改修のために保有している資金で補てんしました。



- 各指標の説明
- ①実質赤字比率 一般会計等（美浜町では一般会計、診療所事業、道路用地取得事業）の赤字から財政運営の深刻度をみる比率。美浜町では、一般会計等決算の実質収支（※2）が黒字となるため、比率は表記されません。
 - ②連結実質赤字比率 すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率。美浜町では、全会計の実質収支が黒字となるため、比率は表記されません。
 - ③実質公債費比率 借金の返済負担の重さを示す比率。
 - ④将来負担比率 町が抱える負債の残額から将来財政への圧迫をみる比率。
 - ⑤資金不足比率 公営企業会計の資金不足額から経営状況の深刻度をみる比率。美浜町では、6会計とも資金不足がないため、比率は表記されません。

(※2) 歳入総額から歳出総額を差し引き、更に、次年度に繰り越して行う事業に必要な財源を差し引いたもの。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、4つの財政指標と、公営企業会計（美浜町では、上水道事業、簡易水道事業、集落排水処理事業、公共下水道事業、産業団地事業、住宅団地事業が該当）の資金不足比率で、自治体の財政状況をチェックすることになっています。
令和元年度の決算に基づく算定の結果、美浜町はいずれの指標も基準値を下回っており、健全な財政が保たれています。

美浜町の財政状況は健全です